平成２３年（フ）第１０６８号
広島県東広島市黒瀬町小多田144番地10　メゾン優々館202号
債務者　田中　明美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５３６号
福岡市博多区千代２丁目21番14―904号
債務者　稲尾可奈子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７７４号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目21番22号カーサヴェルデ志免Ⅱ８号
債務者　大塚良太郎
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７７５号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目21番22号カーサヴェルデ志免Ⅱ８号
債務者　大塚　敏江
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８２６号
福岡市城南区長尾５丁目18番12号
債務者　石山　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３３号
福岡市城南区七隈７丁目25番28号
債務者　田上　　隆（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９２号
福岡県古賀市米多比1642番地８
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９３０号
福岡県福津市小竹２丁目１番１号コーポ沖Ａ棟202
債務者　中川　和則
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９４１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田765番地１プロニティハイム203号
債務者　松井　順子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６１号
福岡市早良区西新５丁目10番17―301号
債務者　伊藤　貴子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９７号
福岡市城南区別府２丁目14番13―202号
債務者　肘井　　仁
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７４号
福岡県大野城市南ケ丘４丁目３番24―402号
債務者　小嶋ユキエ
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７９号
福岡市東区多々良２丁目18番13―１号
債務者　小谷　　忍（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４号
佐賀市呉服元町11番３号
債務者　古賀　久惠
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
佐賀県神埼市神埼町城原2725番地３
債務者　石松　純生
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
佐賀県佐賀市天祐団地１番24号
債務者　丸尾実和子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
秋田県能代市字松長布346番地７
債務者　吉岡眞紀子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２４０号
長野県安曇野市穂高有明3593番地６
債務者　青柳　多恵（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部